

# 江戸川法人会だより

## 青色申告の推進運動

### 申請手続と記帳指導を行う

江戸川税務所管内の青色申告法人は全法人(四、五〇社)の七六%を占めているが、最近の経済界の白色法人に対し、最近の経済界の倒産等の不況から貸倒れ等による中小企業の経営が大きな打撃を受けている現況に鑑み、せめてもの税法上の特典の多い青色申告法人となるようにと税務当局と協力のもとに白色法人に対し青色申告の申請手続きの勧奨と青色申告法人の帳簿類やその記帳等についての指導事業を行ない、経営に役かつてようとう……ここに全法人の青色化運動を推進することになったものである。

因みに青色申告法人に対する特

典の主なるものをあげてみると  
先づ第一に税務調査時に当り推計課税や理由なくして決定がでないことである。と共に中小法人でも活用できる特典の二、三をみると左記のようなものがある。

## 支部の税法研究会決る

### Ⅱ 理事 会

下半期事業計画等を決定する定例理事會が十月十九日(火)午後四時から法人会館會議室に於て行われた。その議事中尤も注目されたのは支部の事業活動で年来から早春にかけて催される行事だけに従来行ってきた具体事例による税法

### 一、法人税関係

- ◎貸倒引当金
- ◎賞与引当金
- ◎退職給与引当金
- ◎繰越欠損金の損金算入
- ◎欠損金の繰戻しによる還付等外にもあります。

### 一、租税特別措置法関係

- ◎合理化機械の特別償却
- ◎中小企業の機械等の割増償却
- ◎海外取引等のある場合の割増償却
- ◎新築貸家住宅の割増償却
- ◎価格変動準備金勘定への繰入金の損金算入
- 等外に若干あります。

### 築地の渡し

木下幸太郎

房州通ひか、伊豆ゆきか、

笛が聞える、あの笛が。

渡しわたれば佃島。

メトロポールの燈が見える。



て 佃島

十月の句から

秋の塵こぼるゝ見ゆる

秋日和

虚子

歳明けて旅人入るゝ

新酒かな

月居

## 大法人の申告状況

### Ⅱ 三月期決算

国税庁では、先程三月期決算大法人の申告状況を発表しました。

それによると、一、五七〇社の売上総額は一兆七、三四三億円で、申告所得額は四、六七三億円となっています。

最近の経済情勢からみて、六ヵ月決算大法人の六七%をしめる当期大法人の決算は、とくに注目されていますが、これを前期の九月決算にくらべますと、売上額は

六・三%、所得額は二・六%増加しています。

しかし、所得額の三〇%をしめている金融業を除くと、所得額は一・一%の減益で、前期に引続いて下降しています。

とくに、前期九月期の減益は、耐用年数短縮などによる減益でしたが、当期はそのような要因が見あたらないだけに、決算の結果が注目されています。



## ヤミ酒を追放しよう

### ヤミ酒飲めば肝臓障害

税務署では、今年も十月二十一日から三十日まで「ヤミ酒をなくする運動」を実施します。

いろいろの行事が予定されていますが、この運動は村から町からヤミ酒を追放して、明るい村づくり、町づくりをするために行なうものです。

国の免許を受けずに造るヤミ酒は、全国にはまだ相当あります。

このため、一年間に約七〇億円にもぼる酒税がやみに葬られています。ヤミ酒は国の財政の大敵だといえます。

### 法人税、源泉税の相談は審理係で

「だより」第八号で、御紹介しましたが、江戸川税務署では本年度の機構改正で、法人税課を分課して二課制をとることに

なり、法人税第一課には審理係が設けられました。

これは最近、納税者からの税法通達などの適用に関する質問や取扱上の個別的な問題に対する回答を求める声が多くなっているのに対処したものです。

また、審理係には、タックスカウンセラーを置いて、小法人

ヤミ酒は、隠れて造るため、不潔で、製造方法が幼稚なため、有毒な物質が含まれています。

ヤミ酒を飲んで死亡したり、失明する人もあります。

悪い風習はなくしたいもので

を対象とした記帳、決算申告に関する具体的な相談や巡回指導を行なっています。

審理係では、毎月中旬頃、当月申告法人について、法人会館で説明会を開催します。

関係法人には、その都度、案内状をさしあげますので、多数参加下さるようお願いいたします。

法人税等の相談には、審理係を御利用下さるよう、江戸川税務署ではのぞんでいます。

☆☆☆☆

す。

昨年でしたが、大阪市立大学の助川教授が、大阪市内A地区の住人に異常肝臓者が多いと研究結果を発表されました。

同教授はA地区住人の事故死体一六二体を解剖した実績から、①肝臓が普通の人より一〇グラム重く、大きい。

②赤味が少く黄色がかつている。

③老化現象がみられることがわかりました。

この原因として、この地区の住民は、例の「ばくだんしようちゅう」という、ヤミ酒を愛用しているの、フーゼル油の混入している不良アルコールの影響によるものといわれています。

正規の酒以外には、このフーゼル油が多く混入されています。



フーゼル油の毒は、わずか二滴(〇・一cc)をネズミのえさに混ぜて食べさせると、一日で死んでしまします。

ヤミ酒は、つくつても、売つても、持つているだけでも酒税法違反で処罰されます。

(写真は発見されたヤミ酒。真白に濁っている。)

## 皆さんの意見や不満を聞く

### Ⅱ 納税者の声を聞く旬間Ⅱ

税務署では、恒例の納税者の声を聞く旬間を十一月一日から十日まで全国一せいに実施します。

この旬間中は納税者の皆さんの、税務に対する節りのない御意見や、ふだんは表面に現われない苦情などを聞き出し、税務署の仕事を一そうよくしていくために行なうものです。毎年この旬間には

たくさんの方の御意見が寄せられ、中にはその意見を基にして法律が改正されたものもあり効果をあげています。

この旬間中に行なう行事について、税務署では、いろいろ準備をすすめています。そのあらかしをお知らせしませう。

まず、旬間中は、税務署の幹部

### お知らせ

従来税務署では、月曜日から金曜日までの昼休み時間は十二時十五分から十三時十五分まででしたが、九月一日から、この時間が十二時から十三時までに変更しました。

が納税者宅を訪問して、税務行政に対する意見や不満などを聞いた。座談会(納税者の声をお聞きする会)を開きます。

また、有名人に一日署長をお願いして、税務相談の実態や税務署の仕事を知っていただくことも計画されています。

そのほか、高校生から租税に関する作文を募集したり、租税教室を開きます。

「税務署長にもの申す」をテーマに一般納税者から投書をついたり、「税に関するアンケート」を実施したりするほか、街頭に進出して税務相談を行なうことなどが検討されています。

☆☆☆☆

# 納税は、便利な振替納税で

## 税務署からお知らせ

税務署では、納税者の皆様に納期限内に自主納付をしていただく一施策として、また納税について皆様の利便を図るため振替納税制度を普及勧奨しております。

振替納税とは、あらかじめ納税額のおかる申告所得税第一期分、第二期分および法人税申告分の延納税額の納付を、納税者と金融機関との契約により納期限内に納税者の指定した預金口座から金融機関が納税者に代つて納付の手続を行なう制度であります。

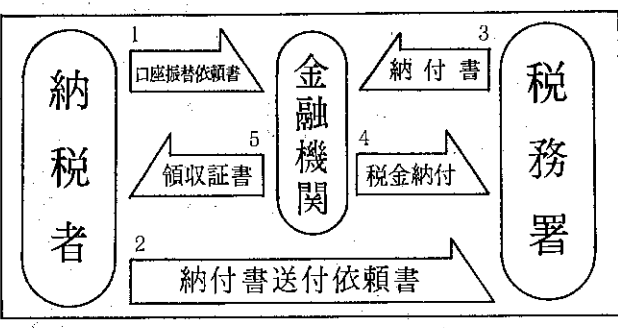
次に手続のあらましを申し上げます。

- 一、振替納税を希望する納税者（以下依頼人という）は、  
1 納付書送付先変更届（または納付書送付依頼書）  
2 預金口座振替依頼書  
に住所、氏名、預金の種類等を記入し、印鑑を押捺のうえ金融機関に提出する。
- 二、「納付書送付先変更届」は金融機関の承諾を得たうえ、税務署に提出する。
- 三、税務署は遅くも納期限五日前までに依頼人の納付書を金融機

関に送付する。

四、金融機関は納期限内に依頼人の指定した預金口座から納付書記載の金額を引出し、納付手続をしたうえ、領収証を依頼人に交付する。

この納税方法によりますと、納期を忘れて滞納になることもなくまた納付のためわざわざ金融機関に出かける手数がはぶかれ、非常に便利な納税方法でありますので



法人会の皆様におかれましても、よく御研究のうえ、法人税申告分の延納税額や、来る十一月の申告所得税第二期分の納税から振替納税制度を御利用されるよう、おすすしめします。

振替納税を希望される方、または、この制度について御質問等がおありの方は、税務署納税貯蓄組合係にお申し出下さい。

（電話 三二五一番内線八番）

## 不良業界紙各所に出没

税関係の不良業界紙については「だより」第二号に、その手口などを解説して、皆様の御注意方をお願いいたしました。最近、またまた出没はじめました。

十分御注意下さい。

最近の事例としては、次のようなものがありました。

☆八月二三日午後二時頃、荒川区東尾久一丁目K商店に池田という年令六〇才前後、身長一七〇センチ位、がっちりした体格で頭髪のうすい男が現れた。

男は「この春A税務署間税係長を退職。きょうはB税務署間税係長C氏（架空の名前）の紹介できた」といい、さらに週刊紙大五、六頁程の本を示し、「税務署対策

## ちよつと一言

記録ができない  
決算ができない  
申告手続がわからない  
こんな場合は、まず  
法人税相談員を  
御利用下さい

## お 願 い

来年度の予算編成のための資料にしたいと思っておりますので、左記事項にご記入のうえ切り取つて事務局宛にご郵送下さいませようお願いいたします。

## 簿 記 講 座

本年も現在実施中ですが来年も行ったほうがよいかなにか

## 源泉所得税事務講習会

新入社員の源泉税事務講習会はどうあるべきか。

## 票簿会計の講習会

法人会方式の票簿会計講習会は一、やつた方がよい  
一、やらない方がよい

## 説明会と研究会

改正法の説明会、決算期到来の申告指導の説明会並に研究会に就て

## 支部の研究會

支部で行う具体的事例による研究会はどうやつたらよいか？

## お 知 ら せ

新住居表示により、江戸川税務事務所所在地番が次のように変更になりました。

新地名 江戸川区中央四丁目  
二四番一九号



# 各界、税制改正で要望書を提出

## 法人税率を三〇%に

### 全法連 全国大会で要望決議

全国法人会総連合主催の税制改正要望全国大会は、九月一七日午後一時から、全国各地の代表を集めて、千代田区の九段会館で開催されました。

大会の席上、別項のとおり決議を行なうとともに、法人税の一般税率を大中に引き下げて三〇%

## 執行面からの税制改正

### 国税庁、税制調査会に要望

国税庁は、このほど税制調査会に対して、税制改正の要望を行ないました。

これは税務執行の現状を分析しこの観点から税制改正の要望を行なったものです。

- ① 納税人員を減少すること。
- ② 税制の簡素化をはかること。
- ③ 自主申告意欲を尊重すること。
- ④ 適正課税態勢の確立をはかること。

(現行三七%)とすることなど、国税、地方税あわせて十四項目にわたる、明年度の税制改正要望事項をとりまとめ、大会の出席メンバーで結成した税制改正要望陳情団によつて、政府、各政党、関係官庁に要望書を提出しました。

「わが国企業の資本構成が、今日なお悪化の傾向にあるのは、いぜんとして過重な法人税などの負担によることは議論の余地がない。全国八十万法人はつとに自己資本充実のための施策を要望し、とくに全法人の九八%をこえる中小企業の育成は現下の緊要事で、政府は昭和四一年度の税制改正で、有効適切な減税を実施するよう強く要望する。」

と。  
などとなっています。  
要望のあらましは、次のとおりです。

#### 一、納税人員の減少

課税対象件数を減らし、事務処理の密度を維持することを主眼として、所得税および相続税などの課税最低限を極力引き上げること

#### 二、税制の簡素化

租税特別措置の整理合理化の間

つき納得し、また比較的無理なく負担し得るような税制とすること  
各種所得間の負担の均衡をはかることと、所得税および相続税の税率の高さが適正な水準にあることは、自主申告を期待するに極めて重要であると考え。

#### 四、適正課税態勢の確立

① 科学的、合理的な税務の執行を可能ならしめるため、課程関係資料の充実、たとえば源泉徴収制度、支払調書提出制度の改善など納税義務の履行を規制する制度を整備すること。② 執行の適正化のための手続規定の整備をはかること。③ 知能犯の悪質脱税に対処するために必要な税制上の措置を講ずること。

なお、課税の公平が実現するためには、税制面の整備のみならず一方において広く納税道義高揚運動が推進されることにより、納税者の申告意欲を高め、正しい申告が自主的に行なわれるような道義を確立するとともに、他方において、たとえば官公庁の資料提供、金融機関の税務調査に対する一層の協力、無記名定期預金制度の廃止など、正しい納税を担保するような社会的規制の態勢と制度とが形作られていくことが強く望まれる。



あ と が き

◎ 過日の全国国税局長会議の席上「税務署の調査に対して、目にあまる非協力銀行員は公務執行妨害で告発する」との申合が行われたとか。いまのままでは大口脱税を防止できず、善良な納税者の納税意欲をそくおそれがあるというのがその理由。当然の申合である。

◎ いかなる権利とはいえ、全て公共の福祉を侵害してはならないのは当然である。自分の土地だからといって、隣家の地盤がゆるむのもおかまいなし、無制限に穴を掘つてよいものでもない。

◎ 納税は、基本的な義務である。義務は忘れて、権利だけ主張しても仕様がなない。

編集兼発行責任者

江戸川法人会

江戸川区小松川四一九八  
電話六八一局三四七四番